

## 公益財団法人 加納美術振興財団 役員等報酬規程

(総則)

第 1 条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5 条第13 号及び定款第19 条第1 項、第37 条第1 項の規定に基づく、財団法人 加納美術振興財団（以下「本財団」という。）の役員及び顧問に対する報酬の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

2 本規程で役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(原則)

第 2 条 役員等は無報酬とする。

(例外)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の場合は報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員については、報酬及び通勤手当を支給する。

(2) 非常勤の役員等については、職務を行うために要する費用（交通費、通信費等）を支払う。

2 前項第 1 号の場合、美術館運営に卓抜した経験、知見を有する者を招へいし、館長及び事務局長等を兼務する常勤の役員の報酬は、第 8 条で定める常勤の役員の報酬額その他、月額 30 万円を限度として理事会の承認を得て、理事長が決める。

(報酬の支給方法)

第 4 条 前条の報酬の支給定日は、毎月10日（その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日）とする。

2 前条の報酬は、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を直接役員に支給する。

(新たに常勤の役員となった者の報酬)

第 5 条 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。

(常勤の役員でなくなった者の報酬)

第 6 条 常勤の役員が退職、解任又は死亡により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。

(報酬の日割計算)

第 7 条 前2 条の規定により報酬を支給する場合であって、その月のうちに常勤の役員でなかった日があるときは、その報酬の額は、第8 条で定める報酬の月額から、同額に当該常勤の役員でなかった日の日数の数を30 で除して得た数を乗じて得た金額に相当する額を控除した額とする。

(報酬)

第 8 条 常勤の役員の報酬の額は、月額20万円を上限とし、次に掲げる各号を総合的に勘案のうえ、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。

(1) 勤務日数及び勤務時間

(2) 類似の他の公益法人の常勤の役員の報酬の額

(3) 民間の調査研究所の役員等の報酬の額

(4) 当該常勤の役員の経歴

(通勤手当)

第 9 条 常勤の役員で交通用具を利用する者に対し、通勤手当として実費を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる給与計算において、生じた1円未満の端数の処理については、切り上げとする。

(顧問の報酬)

第11条 顧問の報酬は、評議員会の議決により定める。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は評議員会の議決によるものとする。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

・平成28年6月11日改定 第3条(2)2項